

令和7年度

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和7年11月26日

石巻市農業委員会

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年11月26日 午後1時27分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川淑	子	委員
9番	高橋生	一	委員	11番	伏見さ	と子	委員
12番	岡田正	男	委員	13番	高瀬禎	司	委員
14番	佐々木文	彦	委員	15番	高橋善	宏	委員
16番	高橋由	佳	委員	17番	遠藤章	一	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋千	代恵	委員

欠席委員（1名）

10番 佐々木 洋 委員

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	23番	渥美浩	晃	委員
24番	武山礼	二	委員	25番	佐々木	繁	委員
26番	首藤勝	博	委員	27番	山口修	一	委員
29番	佐々木勝	行	委員	30番	安部秀	逸	委員
31番	渡邊孝	彦	委員	32番	伊藤	功	委員
33番	中村和	徳	委員	34番	山田茂	樹	委員
35番	遠藤雅	宏	委員	36番	西條健	一	委員
37番	榊田有	司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部正	展	委員				

欠席委員（1名）

28番 佐藤和隆 委員

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿部 洋 事務局長
首藤 真利 事務局長補佐
兼農地係長

三浦 武宏 事務局次長
佐藤 友人 主 査

本 田 亨 主 任 主 事

及 川 正 彦 主 任 主 事

山 本 万 里 主 任 主 事

茂 木 祐 子 主 事

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第8回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 ー 挨拶 ー

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午後1時30分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。佐々木洋農業委員、佐藤和隆推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番高橋善宏委員、16番高橋由佳委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

◎報告第1号～報告第2号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書は1ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は、貸人の都合によるものが1件でございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は2ページから3ページです。今月の受理件数は5件で、解約の理由は、借人の都合によるものが1件、貸人の都合によるものが4件でございます。

報告は、以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第2号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。議案書は4ページから8ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、一括方式による賃借の権利設定が4ページから6ページ、権利の移転が7ページから8ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、賃貸借の設定が田7件、20筆、62,915平方メートル、権利の移転が田5件、6筆、7,948平方メートルとなっております。賃貸借における10アールあたりの賃借料は、7,500円から18,000円となっております。賃借権を取得する者及び権利の移転を受けるものは、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それではご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る11月18日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、賃借権を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、賃借の権利設定7件、権利の移転5件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。はじめに、一括方式7件を審議いたします。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち一括方式にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、権利移転5件を審議いたします。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち権利の移転にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、一括方式7件及び権利の移転5件については、承認相当の意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することにいたします。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。議案書は9ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。番号1、議案書の9ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、加齢に伴い耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会岡田正男副委員長から報告をお願いします。

○岡田正男農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。11月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。議案書は、10ページから19ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は10ページです。番号1、譲渡人の規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、田12筆、合計面積8,280平方メートルです。

次に、番号2、議案書は11ページです。親子間の贈与です。申請地は、田3筆、畑1筆、合計面積2,696平方メートルです。

次に、番号3、譲渡人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積7,449平方メートルです。

次に、番号4、議案書は12ページです。譲渡人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積5,385平方メートルです。

次に、番号5、子への経営継承のための使用賃借権の設定です。申請地は、田5筆、畑2筆、合計面積20,651平方メートルです。

次に、番号6、議案書は13ページから14ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田11筆、畑2筆、合計面積11,784平方メートルです。

次に、番号7、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田1筆、面積458平方メートルです。

次に、番号8、同一世帯の親子間の贈与です。申請地は、畑1筆、面積95平方メートルです。

次に、番号9、議案書は15ページから16ページです。同一世帯の親子間の贈与です。申請地は、田15筆、畑3筆、合計面積30,789平方メートルです。

次に、番号10、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は、畑2筆、合計面積5,595平方メートルです。

次に、番号11、議案書は17ページです。譲渡人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積1,944平方メートルです。

次に、番号12、譲渡人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積20,098平方メートルです。

次に、番号13、議案書は17ページから18ページです。同一世帯の親子間の贈与です。申請地は、畑5筆、合計面積1,877平方メートルです。

次に、番号14、同一世帯の親子間の贈与です。申請地は、畑2筆、合計面積574平方メートルです。

次に、番号15、譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は、畑1筆、面積759平方メートルです。

最後に、番号16、議案書は19ページです。譲受人の規模拡大のための売買です。申請地は、畑1筆、面積1,170平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長か

ら審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案16件について、許可とすることに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、20ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、説明いたします。はじめに、番号1、議案書の20ページ及び別添地図資料2ページをご覧ください。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に、番号2、議案書の20ページ、地図資料の3ページをご覧ください。通路とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の20ページ、地図資料の4ページをご覧ください。分家住宅とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会副委員長から審査結果について報告願います。

○岡田正男農地調査副委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第8回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時00分 閉会